

北部地域空き家活用相談申込書及び情報提供同意書

年 月 日

（宛先）

神川町長

（相談希望者）

申込者 住所 〒

氏名

⑩

埼玉県北部地域空き家バンク制度実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり空き家の活用相談を申し込みます。

また、北部地域空き家活用相談カード（様式第2号）記載情報を、「埼玉県北部地域における空き家の利活用等に関する協定」を締結している（公社）埼玉県宅地建物取引業協会（埼玉北支部・本庄支部）、（公社）全日本不動産協会埼玉県本部（県北支部・県中央支部）（以下「協会」という。）に提供することに同意します。

記

- 1 活用相談する空き家は、北部地域空き家活用相談カード記載のとおりです。
- 2 活用相談は協会に所属する宅地建物取引業者又は相談取扱者に依頼します。
※次のいずれか選んでください。

☐ 協会に所属する次の宅地建物取引業者

業者名 : _____

☐ 協会が選定する相談取扱者

宅地建物取引業者又は相談取扱者からの連絡を ☐希望する ☐希望しない

- 3 活用相談を申し込むにあたり、以下の内容について同意します。
 - （1） 空き家の調査（立ち入り調査、写真撮影等、空き家の確認に必要な調査全て）を協会に所属する宅地建物取引業者又は相談取扱者が実施すること。
 - （2） 協会に所属する宅地建物取引業者又は相談取扱者が調査した結果を各市町に提供すること。
 - （3） 活用相談に必要な書類（登記事項証明書など）の取得にかかる費用を負担すること。
 - （4） 活用相談後に空き家に係る売却又は賃貸の代理若しくは媒介の契約を締結した際は、北部地域空き家バンクへの登録を申し込むこと。

※この申込みにより登録された個人情報は、各市町の個人情報保護条例に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。